

昭和四十八年十月二十七日

四日市市議会臨時会会議録（第一号）

四日市市議会

○議事日程 第一号

昭和四十八年十月二十七日(土)

午前十時開会

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第一四三号 昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について：：議案説明：

質疑：特別委員会設置、付託

第四 議案第一四四号 四日市市職員給与条例の一部改正について：：：：：議案説明：質疑：委員会付託

第五 議案第一四五号 四日市市乳児の医療費の助成に関する条例の一部改正について： ”

第六 議案第一四六号 四日市市教育集会所条例の制定について： ”

○本日の会議に付した事件

日程第一 会議録署名議員の指名について

日程第二 会期の決定について

日程第三 議案第一四三号 昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について

日程第四 議案第一四四号 四日市市職員給与条例の一部改正について

日程第五 議案第一四五号 四日市市乳児の医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第六 議案第一四六号 四日市市立教育集会所条例の制定について

○出席議員(四十名)

青 山 峯 男 君

○欠席議員(四名)

訓岩 吉山山山安六松增藤福日早服長橋橋野生  
 覇田 垣本中口垣平島山井田比川部川本本崎川  
 也久 照 忠信 豐良英泰香義正昌鐸增建貞平  
 男雄 男勝一生勇司一一郎史平夫弘元藏治芳藏  
 君君 君君君君君君君君君君君君君君君君君君

中出坪田高志後小小小粉喜川小大伊伊伊小荒天  
 島井井中井積藤林林林川野村川島藤藤藤井木春  
 隆 妙政三政藤喜博哲 四武信太金道武文  
 平博子一夫一郎夫次夫茂等潔郎雄一郎一夫治雄  
 君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○議事説明のため出席した者

副収入役	建設部長	下水道部長	土木部長	環境部長	福祉次長	福祉部長	産業部長	税務部長	総務部長	市長公室長	収入役	助役	市長
伊藤 涼一	滝 伝之助	美濃部 博美	杉本 義広	園浦 和己	佐々木 晃精	谷 沢 文男	荒木 三郎	杉本 治芳	阿南 輝彦	三輪 喜代司	庄司 良一	加藤 寛嗣	岩野 見齊
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

後藤 寛治 君  
高橋 力三 君

○出席事務局職員

代表監査委員	消防長	教育委員	教育委員長
森 新八	菊地 英也	倉谷 徳助	山北 彰
君	君	君	君

主事	主事	議事係長	議事課長	事務局長
川北 悟司	西口 徹君	板崎 大之丞君	川村 得二君	鷺野 正和君
君	君	君	君	君

○議長（山口信生君） ただいまから、昭和四十八年十月四日市市議会臨時会を開会いたします。ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第一号により取り進めたいと思いますので、よろしく願います。

出席要求をいたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました議事説明者要求書写しのとおりであります。

○議長（山口信生君） これより、会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（山口信生君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により議長において、小井道夫君及び日比義平君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二 会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時会の会期は、本日から十一月二日までの七日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、今期臨時会の会期は、七日間と決定いたしました。

日程第三 議案第四百四十三号 昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第三 議案第四百四十三号 昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいま上程されました昭和四十七年度の一般会計決算、各特別会計決算並びに桜財産区決算につきまして、その概要をご説明申し上げます。

まず、一般会計の歳入について、決算額は、百六十三億八千七百八十九万三千八百三十一円となり、予算額百六十三億三千七百二十万八千四百円に比し、五千六十八万五千四百三十一円の収入増となりました。予算額に対する執行率は、一〇〇・三％となりますが、調定額百六十五億二千六百七十七万二千四百七十一円に対しては、九九・二％の収入率であります。

収入の内容は、市税収入が七十四億八千四百五十五万一千五百六十六円で、歳入決算額の四五・七％、市税以外の収入が八十九億六百四十四万二千二百六十五円で、五四・三％となります。

市税収入においては、社会経済情勢の変化により著しい伸びは期待できなかったものでありますが、自主納税制度の普及並びに税法の改正等により、予算額より一億四千六百七十六万一千五百六十六円の収入増となりました。市税以

外の収入においては、使用料及び手数料、国庫支出金、地方譲与税並びに自動車取得税交付金等で予算を超過した反面、諸収入、県支出金並びに分担金及び負担金で収入不足となり、予算額より、九千六百七万六千三百三十五円の収入減となりました。

収入未済額については、本年度、やむを得ず不納欠損処分付した額九百四十三万五千二百八十九円を除いて、市税その他で一億二千八百八十四万三千三百五十一円を生じておりますが、これが徴収確保には、一段の努力をいたしております。

次に、歳出については、決算額百六十億八千八百九十九万八千二百九十三円で、翌年度事業繰越額七千八百三万八千四百五十五円を含めると百六十一億六千七百三万六千六百九十八円となり、予算額百六十三億三千七百二十万八千四百円に比し、二億四千八百二十一万七千七百七円の不用額となりました。予算額に対する執行率は、九八・五％となりますが翌年度事業繰越額を含めると、九九％の執行率であります。

支出の内容については、付属書類の主要施策実績報告書によりご了承いただきたいと存じますが、各款における予算執行率は、議会費九九・八％、総務費九八・三％、民生費九九・三七％（翌年度事業繰越額を含めると九九・四二％）、衛生費九八・七％、労働費九六・六％、農林水産業費九七・五％（翌年度事業繰越額を含めると九八・七％）、商工費九六・九％、土木費九八・九％（翌年度事業繰越額を含めると九九・三％）、消防費九九・四％、教育費九八・七％（翌年度事業繰越額を含めると九九・九％）、災害復旧費九六・三％（翌年度事業繰越額を含めると九九％）、公債費九一・六％、諸支出金九九・九六％であります。

翌年度事業繰越額については、繰越明許費によるものが、同和对策集会所新築工事費で一千百九十五万円、事故繰越しによるものが、笹川保育園新築事業追加工事費ほか十六件で六千六百八万八千四百五十五円、合計七千八百三万八千四百五十五円となっております。

以上、一般会計においては、歳入歳出差し引き二億九千八百八十九万五千五百三十八円の剰余金を生じましたが、このうち、翌年度事業繰越財源充当額五千八百八十三万二千五百五十五円を含みますので、実質剰余金は、これを除いた額二億四千六万三千四百八十三円であります。

続いて、各特別会計及び桜財産区決算についてであります。公共用地取得事業会計及び市営駐車場会計を除き、いずれも歳入歳出差し引き剰余金を生じておりまして、市立印刷所会計二百五十一万一千百八十三円、基金会計は、災害救助基金、小菅科学教育振興基金及び財政調整基金の合計三十九万一千三百七十四円、競輪事業会計二億四千九百三十七万八千七百七十二円、国民健康保険会計二十四万三千八百九十九円、と畜場食肉市場会計三十六万四千九百五十七円、市営魚市場会計三十六万四千九百三十八円、公共下水道会計五千七百九十八万六千八百八十七円、西浦土地区画整理事業会計三百四十四万七千九百五十七円、交通災害共済事業会計二千三百五十万五千七百七十円、桜財産区十一万七千六百一十一円の剰余金であります。

なお、公共下水道会計については、剰余金のうち、翌年度事業繰越財源充当額四千四百六十二万四千円を差し引き、一千三百三十六万二千八百八十七円の実質剰余金となり、西浦土地区画整理事業会計では、三百二十二万三千円の翌年度事業繰越財源充当額を差し引き、実質剰余金は、三十二万四千九百五十七円となりました。公共用地取得事業会計及び市営駐車場会計の歳入歳出差し引き額は、いずれもゼロとなりました。

以上、一般会計、各特別会計並びに桜財産区決算の総額は、歳入が二百五十七億一千二百四十九万五千四百一十一円、歳出が二百五十億五千五百八十五円となり、歳入歳出差し引き六億五千七百三十九万四千九百五十六円の剰余金を、昭和四十八年度へ繰り越した次第であります。

なお、昭和四十七年度用品購入基金、国民年金印紙購入基金及び土地開発基金の運用状況については、別冊調書のとおりであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご認定賜われますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 決算議会は、予算執行が効率的であったかどうかを検討する議会でございますが、それが効率的であったかどうかは、しばらく日時をかけないとわからない問題がございます。時効に近い問題でありますから、引き合いに問題を出してみます。

朝明し尿場の問題でございますが、この処理場ができましたのは、私が補選で当選して議員になったときで、同僚の早川議員が非常に苦しんだ問題でありよく覚えております。

最近、この処理場の建物が傾いてきたという話を聞いたのでございます。この処理場は、荏原インフィルコの設計監督で、しかも荏原インフィルコの工事施行だと聞いております。だから、工事に手抜きがあったのではなからうかといううわさが出ております。この話を聞いたので、私は私なりにいろいろと関係者から意見を聞いて、監査委員に調査をしていただいたのでございます。

委員会は、関係者から聞いたなら、設計どおり工事を施行しているから、これは、地盤の降下が原因だという回答でございました。しかし、しろうとの私には工事のことはわかりませんが、確かに海岸は地盤降下を続けておりますから、この意見は、私も一応納得いたしております。しかし、設計、監督、工事施行という工事の進め方から考えまして、基礎のくいがはたして設計どおり打ってあるかどうか。もし設計どおり打ってあるとするならば、どんな方法でこれを確かめたかということを知りたいところでございます。

建物が傾いたので、現在、修理中でございますが、この処理場は、早川議員がたびたび指摘しておりますように、初めから完全な処理ができないので、現物に近い処理水が海へ流し出されております。この処理施設も地盤降下でガタがきたと片づけてしまわれるかどうか、これも聞きたいところでございますが、組合議会の問題でありますので、これ以上、私は触れません。とにかく何か疑問が残る問題でありますので、この機会に発言だけいたしておきます。

続いて、四十七年度の決算に関連する財政問題についてお尋ねいたします。

九月議会で、私の質問に対して市長は、答弁するのですかというような質問を私にいたしました。これからの質問も、私がわからないからお尋ねするので、きょうは時間の制限もありませんし、市長が一番よく知っていらっしゃる財政問題でございますので、私の納得できるように、市長からこれは教えていただきたいと思っております。

教えていただきやすいように、いままじ整理した内容を初めに申し上げておきます。

四つお尋ねいたしますが、一つは、四十七年度の決算から見ても、四日市の財政はこれでよいかどうか。もしよくないとするならば、今後、この財政並びにその施策についてどう考えていくのかという問題。次は、競輪収入の問題と競輪に関する考え方。次は、所得税減税の問題と市町村税のあり方。次は、負担金、分担金、補助金の問題の四つについて、お尋ねをするつもりでございます。

第一番目に、四十七年度の決算資料をいただきましたので、一通り勉強いたしました。

この資料によりますと、歳入総額百六十三億八千七百八十九万三千八百三十一円、歳出総額百六十億八千八百九十

九万八千二百九十三円、差し引き二億四千六万三千四百八十三円が実質収支額と、市長はただいまも説明をいたしておりますが、前年度の剰余金と比較した場合、単年度の実質収支におきましては、四十七年度は、四千九百七十七万八千二百六十三円の赤字決算であることを、まず指摘いたしております。

次に、財政に大きい影響のある自主財源と依存財源の構成比におきまして、四十六年の自主財源が七二・六％でありましたが、四十七年には六一・七五％と、大きく低下をいたしております。四十三年以降、若干上がったり下がったりいたしましたが、一〇％以上の低下は、これが初めてでございます。

したがって、依存財源におきましてもこの逆でございます。その結果、依存財源中の国庫補助や起債が増加いたしております。また、財政構造の硬直化のきわめて強い義務的経費の中でも、人件費はあまり大きい変化はございませんけれども、扶助費が、四十六年には二・九％でありましたが、四十七年には、四・五％と増大いたしております。公債費も、四十六年には三・六％ございましたが、四十七年には、五・九％とはね上がっております。

財政指数におきましても、四十一年度の一・六八三をピークといたしまして、年々低下をいたしまして、四十六年には、一・〇九三と下りました。四十七年には、一・一一六と若干上がりましたが、おそらく下降の傾向にあるのではなからうかと私は考えるのでございます。

こんな財政でありますので、市税収入におきましても、四十五年、五六・三、四十六年、四六・九、四十七年、四五・七と低下いたしております。

ただいまの説明の中にありましたように、不納欠損も四十四年の一〇〇から、四十七年には一六三と増大いたしております。しかし、これは、次年度からパーセンテージは下がっていくわけでございます。

以上、四十七年度決算から、きわめて悪い傾向の材料を指摘したのでございます。

しかし、本年度の交付金不交付都市としての系列の中には、金額的には昨年度は十位でございましたが、ことしは十一位になっておりますけれども、まだまだ財政が貧弱だといえる市ではございませんが、しかし、こうした傾向の市財政についてこの傾向でよいのかどうかということ、というより、むしろ需給のバランスのとれない行政の現状から見まして、いたし方ないと思われませんが、あるいはまた、将来のために何かを考えなければならぬのではなからうかということも思うのでございます。

たとえば四日市が、港のある工業都市として将来も伸びていくことを望んでおれば、基本構想の中にその考えが盛り込まれなくてはならなかったのでございます。でなければ、商業圏の拡大充実によりまして、商都四日市としての構想があつてしかるべきだと思うのでございますけれども、それも見当たっておりません。四日市の財政を左右する石油関連企業の税収が、はたして今日の状況を維持できるとございませうか。

四十七年度の市税総額は、七十四億八千四百四十五万円でありますが、その中で石油関連企業から拾い上げてみますと、法人市民税が二億二千三百万、固定資産税総額で十九億五百万。その内訳は、土地が一億八千七百万、家屋が一億六千九百万、償却資産が十五億四千九百万、電気ガス税が一億八千万、都市計画税が六千五百万、合計二十三億七千四百万。これに市民税の特別徴収額一億八千万を加算いたしますと、二十五億五千五百万、市税金の三五％になります。こうしたことも含めて、これからの四日市の財政問題について、市長の見解をお伺いしたいと思います。

次の問題は、以上のような財政事情でございますので、私は、財務課長に意見をただしたのでございます。

年々、財政指数も低下していくようでございますし、これまで財政的に期待をしておった重化学工業からの収益も終止符が打たれたようでございますし、何か新しい財源はないかと、こういうふうに話しかけますと、「四日市の財

政も、もう限度一ぱいでございます。十二月に補正を組まなくてはなりません、財源がないので苦しんでいるのでございます。しかし、たつて言われれば競輪しかございません。という話が出ました。

この競輪について、皆さんもご存じの京都の蜷川知事は、こういうことを言っております。「美濃部君は、キャンセル収入で歳入の不足を補うのは悪いというが、どこが悪いのか。補っているのではなく、それだけ余分に入ると考えたらいいんだ」と、「三割自治で財政が圧迫されているのに、不浄の金なんていっちゃおれない。そんなものは八割五分ぐらいになってできる議論だ。地方自治体は、どこも東京みたいに金持ちじゃない。キャンセルをしないで済むように地方財政制度を変えない限り、キャンセルを不浄の金というのはどうかと思う」と、美濃部知事とまっこうに違った意見を持っておりますが、この競輪の収入は、ご承知のように、自治省あたりから何の制約も受けない金だと聞いております。

近くの津市が、競艇で二十億ぐらいの収入をあげておるのに、七億二千万の交付金をもらっております。松阪市でも、競輪で五億五千万の収益ぐらいをあげておりますが、それでも交付金を九億五千万もらっております。大きいところでは、川口市が三十六億の競輪収入がありながら、二十億七千万の交付金をもらっております。いわば、競輪はもうけ得でございます。

四日市の財政事情がだんだん悪くなっていく傾向のあるときに、九月の競輪で五千万をもうけそなたといううわさが出ておりますが、もうけそなたというだけでは、これは済まされぬ問題だと思います。その辺の事情を承っております。

これは余分の話になるかも知れませんが、治水対策特別委員会で三鷹市へ参りました。これは、十月に公共下水道の完成した市でございます。ただ一つの町でございますが、ここを視察した目的の一つは、財源について知

りたかったのでございます。しかし、国から特別に交付されたものは何もございません。受益者負担に対しても、四日市は一平米九十六円八十銭でありますのに、ここは八十八円でありました。ただ都が八割ないし九割の補助金を出しておるのがわかったのでございます。国からは、簡単に金の入っていないことがわかったのでございます。

この競輪の五千万という金は、国、県の補助などから考えまして、いろいろの意味で考えられる大切な金だと思いますので、あえて質問をするわけでございます。

次に、具体的な問題を、例を出します。

田中首相が二兆円減税を打ち出してきましたことはご承知のとおりでございます。四十九年度から標準家庭の所得税の免税点を百七十万まで引き上げるといふことですが、この基準を四日市の住民税に当てはめて試算していただきますと、約五億九千万の減税になると税務部は言っております。これは、所得の伸びを除いた仮の計算でございますが、固定資産でも、専用住宅とその宅地を減税するというところで、これも試算していただいたら、約一億一千万の減税というところであります。正確に計算しなければわからぬことでございますけれども、問題は地方自治を育て、民主主義の基盤をつくるという理想のもとにつくられたこの市町村税が、こんな形で踏みじられていくということです。税金の安くなることは、市民のためには非常にけっこうでございますが、地方自治を育て、まず市町村のふところをあたたくして仕事のできるようにと、そして、こういう住民税、あるいは固定資産税の二本の柱を主とした市町村税がこういう形でくずされていくことは、私は納得できませんけれども、これは国のすること、いたし方ございません。国の減税は、所得の再分配だと聞いておりますが、市町村の税の性格は、これは所得の再分配でなくて、これは、経費の分担でございます。性格の違うこの税金を所得税から算出しているところに、問題があるのではなからうかと思えます。

しかし、私には他に算出の方法がわかりませんから、どうも批判はできませんが、問題はそこにあるように思います。

ただ、シャープ報告によって市町村のふところをあたたくし、仕事のできるようなと、こうきめられた市町村税がくずされるとなりますと、今後の市町村税は一体どうなるかと、これは私はさっぱりわかりません。だから、これからの市町村税はどうあるべきかということについて、市長からお教えをいただきたいのでございます。

次に、四十七年度の監査報告によりますと、四十七年十月十八日に行った企画課の監査内容について、現在の十種類の期成同盟会、協議会に対して、四十六年度に百四十一万八千三百十三円の負担金が交付されているが、中には、結成以来十数年を経過したが、実行の薄い団体があるやに思量されると、他町村にも関連があるが、積極的に対策を講じるか、あるいは発展的に解消をはかる等、適切な措置を期待すると、こういうふうに報告されております。それについて、その内容、どう対処されたか、伺っておきたいと思えます。

私は、四十五年の決算特別委員会で、負担金、分担金の一覧表を希望いたしましたでしたが、急に作成できないので断われ、それで私は四十六年に自分でつくって書いて、そして皆さんにお渡ししたのでございますが、私のつくったものでは自信がございませんので、十分検討いたしておりますが、ざっと計算いたしましたして、一般会計で百六十件、特別会計で二十一件、港管理組合の負担金を省いて、一般会計で一億五千万、特別会計で千七百万ぐらいあったと思えます。

この負担金、分担金を並べてみますと、いろいろの組織があることがわかるのでございますが、まあ行政の円滑な推進にも必要でございますけれども。また監査委員が指摘いたしておりますように、どうかと思うような問題もございます。幸い監査委員も指摘いたしておりますので、はなはだご迷惑をかけますけれども、四十七年度の負担金、分

担金、あわせて補助金と、それからいつこれを開始されたか、補助をいつ開始されたかということ、そのわかる一覧表を決算特別委員会で検討できるように、ご提出をお願い申し上げます。

以上で終わります。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 四十七年度の決算から見ました財政の見通しでございますが、この点、伊藤議員のご指摘は、ほとんど私もそのとおりでと思います。

財政指数の低下してきておること、収入に占める市税の構成比率の低下と、こういった問題は、おっしゃるとおりでございます。

ただ、こういった状況は、すでに二、三年来始まっておることでございますが、根本は、政府が財政主導型の予算を組む限り、そしてその財源を、公債の発行と、こういった面において解決していこうとする限り、避けられない問題であろうと、このように考えます。決してよいことではないのでございますけれども、避けられない問題でございます。

さらにさかのばれば、この問題は、物価の問題、あるいは政府の財政政策の問題に帰するのでございますけれども、われわれは、古い考え方の財政均衡といったような点から考えますと、全くはだにあわを生ずるような危険な財政運用をしなければならぬのでございます。しかしながら、こうして物価が非常に高騰していく、まあどう言いのがれしても、インフレーションといわなければならぬような状態のもとにおきましては、この公債政策も、私は、必要悪でやむを得ぬものではないかと考えております。

現在、一般会計で、大体四十七年度におきましては、五十六億円の起債を持っております。しかも四十七年度だけの起債につきましては、二十四億の起債がふえておるような状態でございます。こういった起債の償還、あるいは福祉を中心といたしましたほとんど義務的経費ともいえるべき経費の増大、固定経費の増大、こういったものを考えますと、非常に財政の弾力性は失われておるわけでございます。こういった中で、市税の占めるパーセントが、だんだん下がってきいております。全くこういった状態からいつ脱出できるかというようなことは、私といたしましても、見通しを持つことができないわけでございます。

こういった現実の打開策といたしまして、非常にだれでも考えられる常識的なことではございますけれども、四日市の事情といたしましては、電気ガス税の免税措置を撤廃させるとか、あるいはまた重油関税の還元をはかるとか、あるいは、これはまあ全国的な問題でございますけれども、法人市民税の賦課率を上げるとか、あるいは特別交付税の増額をはかるとか、あるいは超過負担の解消をはかると、こういった一般的な解決策を根気よく推し進めていくより妙策はないと私は考えております。

そして四日市自体で考えられる問題といたしましては、内陸部に対して、都市型産業を誘致するとか、あるいはまた商業経済圏を拡大して、商業面における都市の発展をはかっていくと、こういった問題を強力に進めるべきであろうかと考えるのでございます。

細部の点につきましては、いろいろあると思えますけれども、特に現在の都市は、シャープ勧告の意図したところにもかかわらず、府県税は伸びましても市町村税は伸びないというような、当初の意図とは相反した現象があらわれてきておるわけでございます。この点につきましては、税制の改革を、声を大きくせざるを得ないところであろうとわれわれとしては考えております。

決して伊藤議員にお教えできるほどの新しい考え方は持っておりませんが、まあ財政としては、正統的な考え方を私は推し進めていくよりしかたがないと、このように考えております。

九月の競輪の問題でございますが、この競輪の中止につきましては、周囲の状況、あるいは通産局の意向というようなものも体しました場合、損害を最小限にとどめるには、中止するのが一番まだ次善の策であろうというような観点に立って、やむを得ず中止させていただいたようなことでございます。

他の諸点につきましては、それぞれ担当者から申し上げます。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） 企画費の中の負担金の問題について、お答えいたします。

ご指摘の同盟会は、四敦国道期成同盟会と思えますが、これは、いまここで伊藤議員からご指摘ございましたように、平田市長の当時に、四日市市が発起人になりまして、沿線の市町村で同盟会をつくったわけでございます。その後、昭和四十六年度までは相当活発に運動等を行っておったんでございますが、特に滋賀県側、あるいは岐阜県側等におきまして、国道八号線、あるいは伊吹山の下を通っております県道、それから四日市関ヶ原線も、四日市地内も、だんだんと工事が進められてまいりまして、滋賀県、岐阜県、それから福井県、こういったところのほうから、一部の町村から、もうこれは必要はないんじゃないかというような話も出てまいりまして、われわれもこれにかわるべきいろいろな道路計画等も出てまいっておりますし、この期成同盟会は発展的に解消すべきではないかということで、沿線の市町村のほうへその働きかけをしたんでございますが、ただ岐阜県の上石津が、これが非常にあの関ヶ原線の中で道路の悪いところでございます。上石津の町の名前で運動をしたんでは、どうしても建設省のほうも動いてくれ

ないというようなことで、期成同盟会はそのまま置いてもらいたい、これは当初からの副会長の希望でございます。そういうふうな強い要請がございまして、私どもも、解消したいという気持ちはいまでも持っておりますが、そういう過去のいろいろな私のほうから働きかけたというような経過等もございまして、名前だけは期成同盟会としてあげられるようにしたわけでございまして、したがって、これの運動費等は上石津町自体でおやりになっておりまして、この予算は、四十七年度は執行いたしております。したがって、ここで企画費の中の負担金のほうで残が出ておりますが、そのおもなものは、四敦国道期成同盟会の負担金でございます。

なお、こういう期成同盟会につきましては、いろいろございしますが、できる限り整理をしていくようにしていきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 伊藤信一君。

〔伊藤信一君登壇〕

○伊藤信一君 だいぶんいろいろ問題もございまして、私自身ももう少しただしていきたいと思っておりますけれども、そういうことは委員会でやれというようなお話でございましたので、あとは委員会のほうでいろいろと審議をお願いすることにいたします。

終わります。

○議長（山口信生君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 一、二、三お尋ねいたします。

まず第一点は、土木費におきます不用額が三千九百万、あるいは事業の繰越金等、出ておるわけでございますが、特に私がお尋ねしたいのは、ここに、監査委員の意見書の中の一一ページに、こういうふうに書かれております。都下水道新設改良費において、雨池ポンプ場調査設計委託に関して、天白川のはけ口箇所ですか、及び塩浜都市下水道事業計画変更等、申請書作成業務委託にかかるポンプ建設設置、工場排水の処理等について協議検討を要したことに、委託料に五百五万並びに云々と、こう書いてございますが、この問題につきまして、どのような状況であったかということをご説明をお願いしたいと思います。

第二点目につきましては、財産に関する問題についてお尋ねしたいと思います。

学校等におきまして、今日まで運動場等、その他私有財産の問題が何回か出ておりますが、一例をあげますと、南塩浜保育園の土地を借りておりまして、今回、移転改築によりましてよくなるわけでございますが、その他学校等におきまして、私有財産のある学校があるわけでございます。これらの問題をどのように処理なさってこられたか、この点についてお伺いしたいと思います。

三点目につきましては、私も十分勉強しておらぬので申しわけございませんが、登記の問題、これが若干残っておりますように私は思うわけでございますが、この四十七年度の事業を行った経過の中で、登記、いわゆる土地の買収など、登記による問題がここに掲載されていないように思われますが、この点について、どのように完ぺきに登記手続も全部終了したのか、あるいはどの程度残っておるか、この点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答えをさせていただきます。

本件につきましてのご質問の回答は、たしか六月の本会議だったと思いますが、小井議員のほうからも、一応これ

らのことでお触れになりました、答弁をさせていただいたのですが、あらためて今回もう一度、ご質問に対してその理由をお答えいたしたいと思います。

雨池のポンプ場の設計につきまして、はけ口の問題は、ご承知のように、大井の川に高潮でつくりました県の排水ポンプと樋門がございます。これらの水量の能力、それから今回、雨池川改修計画に伴います十年確率等に対しての能力ということから、県のほうと技術的な問題の調整が難航いたしました。内部へ放流するということが、現実の問題としてはいろいろと問題が多いということで、高潮の樋門を越えて外のほうへ放流してほしいということから、われわれといたしましては、その問題について船溜場もございますし、あまり下流に参りますと、工事が膨大なものになってまいりますので、そのこと等について検討、協議をしておくと、そういうことが原因でございます。現状といたしましては、すでにこれらの費用は全部支払い済みでございます。作業は終了いたしております。

それからなお、さらに塩浜都市下水路の内容でございますが、これは、工場排水の将来計画というものにつきましての根本的な再検討をさせておいたということと、さらには、拡大するポンプ場の用地の問題につきまして、大蔵省の用地あるいは内部企業の用地というものを選定いたしました。これらの方々といろいろな用地の問題、あるいは県、国等の意見等を調整しておりましたので、具体的に本作業に入れなかった。

その問題につきましても、企業等の理解と協力によりまして一応めどがございましたので、作業に入って、現状ではすでにこの委託作業も終了いたしております。

なお、富士町の排水の改良問題につきましては、海蔵川の左岸に農業用水路がございますが、これは、海蔵川に布設されました農業用井せきから左岸に取り入れをいたしております。ちょうどこれと三ッ谷町からの流れてくる水路が立体交差いたします。それまでの段階の工事は進めたんでございますけれども、立体交差の段階で、たまたま農

業が、早うえあるいは苗田に対する水の問題等から、たまたま時期が合致いたしました。一応そういうものをめどに立ててから工事をやってほしいという地元のご要請がありまして、やむを得ないものという考えから、調整をして繰り越しております。しかし、もう現在としましては、これも工事がすべて完了いたしておりますので、報告いたします。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 学校その他に借り受けております私有地の問題につきましては、逐次これを買上げる方針でまいっておりますが、財政の状況なんかからして、一度に全部というわけにはいっておりませんし、また、現在も私有地を借り上げておる分もございますが、貸していただいております方々のご事情をよく承りまして、切実な問題で、もうこれ以上お借りしておくのが非常に負担になるとか、公平を欠くといったような場合には、できるだけこれを買上げていくと、こういう方針で進みたいと思います。

○議長（山口信生君） 土木部長。

〔土木部長（杉本義広君）登壇〕

○土木部長（杉本義広君） 登記事務につきましては、四十七年度におきましては、四分六方式をとりまして、手付で四〇％支払いいたしまして、残り六〇％は、登記完了といったような方式をとっております。ほとんど完了してございますが、過年度におきますところの未登記分は、数字的にここでちょっと持ち合わせございませんですが、まだ道路につきまして、若干残っております。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 たいまお答えいただきましたんですが、委員会で十分ご検討いただきましたものと、さらに、まあ処理をされているんですが、若干問題としていろいろ耳に入っておることを二、三申し上げますと、まず水沢中学の土地の問題、それから納屋小学校の、当時建設されました建設委員会が処置した問題等教育委員会及び市には関係ないと思われるけれども、この校舎建設、あるいは学校拡張等によります残の仕事が、まだ十分処理されていない問題が出ておるわけでございます。そういう点も十分当局でひとつご検討いただきまして、早急に解決をしていただきたいと思ひます。

その点だけ、要望申し上げます。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 土木費の中で、先般来問題にしてまいりました各都市下水路のポンプ場維持管理費の原因者負担と、この問題が四十七年度で締めて幾ら徴収されることになるのかということ、それを具体的にひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

そして、雨池の建設改良費、この点については一体どうなったかを、具体的に明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 下水道部長。

〔下水道部長（美濃部博美君）登壇〕

○下水道部長（美濃部博美君） お答えいたします。

第一点の都市下水路維持管理費の問題でございますが、ちょっと本年度の総額につきまして、いまちょっと記憶がございませんので、具体的な数字につきましては、委員会のほうへ報告させていただきたいと思ひますが、いずれにいたしましても、本年でもちまして、一応対象になる各ポンプ場につきましては、すべて関係企業と調定をして終了いたしておりますので、十二月、あるいは三月末までに、それらの協定に基づいて全額納入されるというふうに確信をいたしております。

雨池の問題につきましては、目下、企業と基本的な問題につきまして話し合い中でございますが、これも本年度中には、全体の問題として、事業分担金を含め、解決できるものと確信いたしております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 この過去の維持管理費について問題にしましたところ、四十七年度だけの徴収ということになったやに聞いておるわけでございます。塩浜のクリークの場合には、何か前平田市長時代に、覚え書きがあるとかないとかということでございます。そのほか、この雨池、羽津、富田、富洲と、幾つかのポンプ場について、先ほど下水道部長からご答弁がありましたように、四十七年度については、一応、汚水排出量に基づいた徴収という形で処理がなされたということでございますが、少なくとも役所の行政のいろいろの中で、たとえば税金の面でも、五年前にさかのぼるとかなんとかいうことが、一つの基本になっていると思うんです。少なくともこの面でも、やはり最低五年前にさかのぼって処理をされるということが、必要ではないかと思ひます。

この点について、なぜ四十七年度だけに限るのか、その点をいま一度明らかにしていただき、さらに伊藤議員も指

摘されましたように、四日市の財政逼迫のおりでございませうから、排出源、汚染源、はっきりしている問題でございませうから、取るべきものはきちっと取るということで、特別委員会でもあらためて論議をしていただきますように、ひとつお願いをしたいと思います。

○議長（山口信生君） 他にございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもって、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件につきましては、十三人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、本件につきましては、十三人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

○議長（山口信生君） 次に、ただいま設置されました特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第六条の規定により、

青山峯男君	伊藤太郎君	伊藤信一君
粉川 茂君	後藤藤太郎君	志積政一君
坪井妙子君	出井 博君	橋本建治君
福田香史君	六平豊司君	山中忠一君

吉垣照男君、以上の十三人を指名いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました十三人の諸君を、決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

暫時、休憩いたします。

午前十一時十一分休憩

午前十一時三十二分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に互選していただきました決算特別委員会の正副委員長の氏名を報告いたします。

委員長 伊藤 太郎 君  
副委員長 後藤 藤太郎 君

以上のとおりであります。

日程第四 議案第四百四十四号 四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし

日程第六 議案第四百四十六号 四日市市立教育集会所条例の制定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第四 議案第四百四十四号 四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし日

程第六 議案第四百四十六号 四日市市立教育集会所条例の制定についての三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） ただいま上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第四百四十四号 職員給与条例の一部改正案は、本年八月、人事院が国家公務員の一般職の給与について、基本給の引き上げ、扶養手当、住居手当及び通勤手当の額の引き上げを、四月一日にさかのぼって実施することなどを勧告し、国は、さきの第七十一国会において、国家公務員の給与関係法の改正を行いました。

本市といたしましても、この勧告の趣旨を尊重し、国家公務員の給与改定の措置に準じ、給料月額、扶養手当、住居手当及び通勤手当の増額を四月一日にさかのぼって実施するとともに、本年九月一日以降の宿日直手当の額を引き上げるよう、所要の改正をお願いするものであります。

議案第四百四十五号 乳児の医療費の助成に関する条例の一部改正案は、一歳未満の乳児にかかる医療費の公費負担制度を本年度新規単独事業として実施してまいりましたが、本年十月一日からは、補助事業として県の助成制度が実施せられたことに伴い、助成の対象を二歳未満の乳幼児とし、居住期間及び所得による制限を撤廃するなど、県下同一步調による制度として実施するため、所要の改正をしようとするものであります。

議案第四百四十六号 市立教育集会所条例の制定案は、同和地区及びその周辺の住民を対象として、教育文化の振興をはかるための施設として日永二丁目地内に建設を進めてまいりました教育集会所がこのほど完成いたしましたので、その名称を市立栄教育集会所として、設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山口信生君） 提案理由の説明は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第四百四十四号の職員給与条例の一部改正に関連して、お尋ねしたいと思っております。

一つの問題は、今度の給与条例の改正が労働組合のほうと当局とのほうとで一応の妥結を見て、提案されてきておるわけでございますけれども、この内容について、これが現在の激しい物価高の中で生活を満たすに足るだけの内容であるかどうかと、この点についての問題でございます。

前年度の各月の対比におきまして、この七、八カ月、毎月政府統計によってさえ十数%の大幅な物価値上がりをしておりますし、なお一そう物価の値上げというものが深刻な問題であり、生活の苦しさというものに反映してくると思っておりますが、そういう中で、官公労、そして民間の労働組合等におきましては、年末手当とは別にインフレ手当を要求するんだと、あるいは公務員共闘におきまして、五%の再賃上げを要求するんだという動きが出ておるわけでございます。

ことしの四月の対比における人事院勧告をベースとして、今度の改定が行われるわけですけれども、こういうこの激しい物価高、そして労働者の中におけるそういう新しい動き、運動とかかわって、どういうふうにお考えになっておるか。今度の場合、期末手当の増額も行われておらないわけですけれども、その点について、なお今後、問題が、労働組合との関係におきましても出てくるかと思っておりますが、その点について、まず明らかにしていただきたいと思っております。

二点目は、たとえば保育園施設の保母さんの問題です。

たいへん応募者が少なく、保育園の現場、職場では、保母さんの労働過重になっております。こういう需給関係においても、そして一日じゅう長時間にわたって子供たちと苦勞をしている保母さんたちの賃金水準が、今度の給与改定の中では、何ら検討され、改善されるということになっておられないわけです。この点、たとえば幼稚園の教諭とその仕事の内容、あるいは需給関係、そういう関係とも比較しましても、保母さんの賃金水準が現状でいいということにはならないと思うんです。

どうしてこういう面のもっと積極的な対策が、今度の給与改定の中でとられておられないのか。教育民生委員会の場におきましても、絶えずその保母さんの職員の不足という問題が論議をされてきている。現実はその職員の採用の基準等も引き下げてまで対策をしてきておる。そういう中で、せめてそういう給与の面なんかでも、もっと積極的な手だてが打たれなきゃならないんじゃないか、この点についてどのようにお考えなのか。

さらには、病院の医師、看護婦、こういう方々の賃金、待遇の問題です。

病院の問題については、また後日、私は取り上げさせていただきたいと思えますけれども、きょうは緊急質問をさせていだこうと思いましたが、どうも取り上げていただけませんでした。非常に残念に思うんですが、その中の待遇、賃金問題だけについて一ぺんひとつ考えていただきたいわけですが、現実には市立病院がいたいへんな事態になってきております。どんどんやめていきます。そういう看護婦さんたちの、そしてまた医師の不足という面も、賃金の改善、今度の中にどうして積極的に織り込んで、そして人不足の解消の問題の一助にもしていくという、そういう手だてがとられておられないのか、この点の、これからの考え方をひとつ伺ってみたいと思うわけです。

そのほかにも幾つかの職種に分かれておりますから、いろいろ問題がございますけれども、さしあたりこの点をお伺いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 百四十四号の議案に関連をいたしました小井議員のご質問に、お答えを申し上げます。

最近の物価騰貴、これに賃金アップにおいてどう対応させていくかという問題でございますが、いまさら私が申し上げるまでもなく、最近の物価の値上げというものは、異常なものがあるかというふうに思います。

そういった状況下におきまして、賃上げが行なわれるわけでございますが、本来、今度のベースアップは、それにスライドして従来の給料をアップさしていくということが、一応一番無難であろうかというふうに考えておいたわけでございますが、種々組合との話し合いの結果、ここにご提案申し上げましたような形になったわけでございます。

私は、この給料表を見まして、四日市のすべての職員が、この給料表の中で処置をされているわけでございます。したがって、保母さんあるいは看護婦さん等、特別の配慮は、この中ではなされてないわけでございます。そういった点で、この給料表というものは、過去十カ年間、これによって運営をされてまいりました。でき上がった当初と今日とを比較いたしますと、やはり他都市との比較におきましても、非常に無理な面があるかというふうに考えております。

しかしながら、これをいま直ちに改正をするというわけにもまいりませんので、こういったいろいろ職種、職階の問題等を含めまして、来年度におきましては、この給料表の改正に取りかかりたいと、かように考えておるわけでございます。

賃金というものは、なかなか歴史的なものがございまして、一挙に理想的なものに直すことはむずかしいか

と思いますが、十分ただいまお話のありましたような点も考慮に入れまして、来年度、これをどうするかということについて考えたいと、かように考えておる次第でございます。

以上で、お答えいたします。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最近の激しい物価高で、先ほども触れましたように、インフレ手当とか、あるいは5%再賃上げを要求するとかという動きがあるわけですね。そしてこれから、年末闘争というものが労働者によって組織されるわけです。

市職労におきましても、たとえば年末手当の交渉はまだ残されておるわけですが、そういう余地もある中で、今日の物価高の中から生活を守る、市の職員の生活を守る問題について、どのような積極的なお考えを持っておるのか、この辺のところをいま一度伺いたいと思います。

それから、給料表の改正、これはあまり大きな問題ではないんですね。問題はその格づけですよ。看護婦さんにしろ保母さんにしろ、その格づけをどうするのか、あるいはまた特殊勤務手当の問題もございましょう。そういう問題をなぜ今度のベース改定と合わせて積極的にとって、現実には不足しているそういう保母さんの問題、現実に苦勞している保母さんの問題、看護婦さん、医者、先生方の問題について対処する積極的な姿勢をとられないのか、来年度ということになしに、なお今年度残された余地が当然あるわけです。その辺のことをもう一度お答えいただきたいと思っています。

○議長（山口信生君） 助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） お答えいたします。

期末手当につきましては、これから組合のほうと今後話し合いをしてまいろうかと思っておりますので、その中においていい方向を見つけ出していきたい、かように考えております。

なお、保母さんにつきましては、いろいろ問題がありますが、大体充足をされております。したがって、このベースアップからんで保母さんの待遇改善をいま直ちに打ち出すという考えはございません。

以上でございます。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 看護婦の問題につきましては、調査いたしておりますけれども、四十四年度からは、十分とはいえませんが、人員は増加しております。産休とかあるいは病氣といったような問題で、運営に全然支障がないとも考えられませんが、大体充足しておるつもりでございます。

なお、十二月になりますと、ボーナスをもらったあとで退職するというような傾向が数年来ございますけれども、本年はそういったことのないように、極力、努力していきたいと思っておりますし、また、看護婦の不足という問題は全国的な問題でございます。特に市立四日市病院においてそれが著しいというわけでもないと思っております。

ただ、待遇の問題だけで看護婦不足は解消するものでもなく、働く環境あるいは人のつながりと、こういった問題をも加味していかなければならないと考えております。

看護婦の問題につきましては、なお十分、病院のほうと打ち合わせしたいと思っております。

○議長（山口信生君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 保母の、そして看護婦の皆さんの充足状況がそう逼迫しておるものではないというふうなお話ですが、この認識は、たいへん現状にマッチしていない。特に市立病院の問題については、市長のほうでそういうご答弁をなさるといふことについては、現場をよく知っておみえにならないからです。

これは、問題がそれてまいりますので、これは一応私もこの席でさらにこれ以上続けることはやめますけれども、しかし、保母、そして看護婦の皆さんのこの状況の問題について、あらためて徹底的に一ぺん論議をする場を持ちたいというふうには私 생각합니다。

待遇だけで私はすべてそういう問題が解決するとは思っておりません。しかし、四日市の中でもっと積極的なそういう姿勢を、たとえば今度のベース改定にあたって、とるべきではないかというふうに思うわけでございます。

○議長（山口信生君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっておりますこれら三件を、それぞれ関係の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配布いたしました付託議案一覧表のとおりであります。

付託議案一覧表 （昭和四十八年十月臨時会）

○総務委員会

議案第一四四号 四日市市職員給与条例の一部改正について

○教育民生委員会

議案第一四五号 四日市市乳児の医療費の助成に関する条例の一部改正について

議案第一四六号 四日市市教育集会所条例の制定について

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、来たる十一月二日午後一時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時五十二分散会

昭和四十八年十一月二日

四日市市議会臨時会会議録（第二号）

四日市市議会

○議事日程 第二号

昭和四十八年十一月二日(金)

午後一時開議

- 第一 議案第一四三号 昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について
- ..... 委員長報告：質疑、討論、議決
- 第二 議案第一四四号 四日市市職員給与条例の一部改正について.....
- 第三 議案第一四五号 四日市市乳児の医療費の助成に関する条例の一部改正について.....
- 第四 議案第一四六号 四日市市立教育集会所条例の制定について.....

○本日の会議に付した事件

- 日程第一 議案第一四三号 昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について
- 日程第二 議案第一四四号 四日市市職員給与条例の一部改正について
- 日程第三 議案第一四五号 四日市市乳児の医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第四 議案第一四六号 四日市市立教育集会所条例の制定について

○出席議員(三十七名)

青 山 峯 男 君  
 天 春 文 雄 君  
 荒 木 武 治 君

○欠席議員（七名）

小	吉	山	山	山	安	六	松	藤	福	日	長	橋	野	生	中	出
川	垣	本	中	口	垣	平	島	井	田	比	谷	本	崎	川	島	井
四	照	忠	信		豐	良	泰	香	義	鐸	建	貞	平	隆		
郎	男	勝	一	生	勇	司	一	郎	史	平	元	治	芳	藏	平	博
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

坪	田	高	高	志	後	後	小	小	粉	喜	川	大	岩	伊	伊	伊	小
井	中	橋	井	積	藤	藤	林	林	川	野	村	島	田	藤	藤	藤	井
妙	政	力	三	政	藤	寛	喜	哲				武	久	信	太	金	道
子	一	三	夫	一	郎	治	夫	夫	茂	等	潔	雄	雄	一	郎	一	夫
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

○出席事務局職員

議事係長  
 議事課長  
 事務局長  
 板川鷺  
 崎村野  
 大之丞  
 君君君

代表監査委員  
 森新八君

消防局長  
 倉谷徳助君  
 菊地英也君

教育委員長  
 龍池清真君  
 市川一郎君  
 山北彰君

土木部長  
 杉本義広君  
 美濃部博美君  
 滝伝之助君  
 伊藤涼一君

市長公室長  
 三輪喜代司君  
 庄司良一君  
 加藤寛嗣君  
 岩野見齊君  
 阿南輝彦君  
 杉本治芳君  
 荒木三郎君  
 谷沢文男君  
 福社次部長  
 佐々木晃精君  
 環境部長  
 園浦和己君

訓覇也男  
 小林立博次君  
 橋本増蔵君  
 服部昌弘君  
 早川正夫君  
 増山英一君

○議事説明のため出席した者

午後一時三分開議

○議長（山口信生君） ただいまから、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、二十九名であります。

本日の議事につきましては、お手元に配布いたしました議事日程第二号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

日程第一 議案第四百十三号 昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定について

○議長（山口信生君） 日程第一、議案第四百十三号昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員長の報告を求めます。

伊藤太郎君。

〔決算特別委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○決算特別委員長（伊藤太郎君） ただいま議題となっております議案第四百十三号昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定につきまして、決算特別委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

当委員会は、去る十月二十九日、三十日、三十一日の三日間にわたりまして開会いたしました。審査にあたりまし

ては、市長をはじめ理事者から詳細な説明を聴取いたしましたして、おもに予算の執行状況、行政の効果並びに財政の健全性などを重点にして、審査を行ったのであります。以下その概要をご報告いたします。

まず、一般会計の歳入についてであります。近年における市の財政力の低落傾向には、深刻なものがあり、これが今後の市政の推進にあたって大きな障害になりかねないことから、本件につきましては、特に市長の出席を求め、長時間にわたり、種々熱意を込めた論議がかわされたのであります。当委員会は、これが対策のため、安定した財政の確保に最大限の努力を払われんことを強く要請いたしました次第であります。

また、償却資産にかかる税の市税収入に占める割合には大きなものがあることからいたしまして、これの評価事務の体制に万全を期すること、なかんずく担当職員の充実を再検討すること及び決算における不納欠損の措置に際しては、市全体として統一された明確な基準をもって当たられることを要望いたしました。なおまた寄付金の名目で負担金のなものを受益者等から徴収する必要が生じたときは、要綱なりを設けて明確なる根拠に基づいて徴収することを要望いたしましたのであります。

次に、一般会計の歳出であります。第二款 総務費につきましては、職員の充足、ことに保育園の保母などの職員の確保に万全を期すること、並びに出張所における職員の待遇改善及び電話などの施設設備の増強を特に要望いたしました。

また、吉田工業の保々地区における工場建設とその操業開始の早期実現に努力することを要望するとともに、市民税、固定資産税における前納報奨金制度は現状維持の方向で存続させるべきことを要望したのであります。

次に、第三款民生費につきましては、四日市市社会福祉協議会運営の肢体不自由児の通園施設である療養センターは、設備の改善、専門職員の確保など管理運営面において問題があるので早急に施設の整備充実をはかるとともに、

将来広域な施設とするよう県当局へ強く働きかけるよう要望いたしました。また、民間の社会福祉事業を推進するため四日市市社会福祉協議会をはじめ関係諸団体への助成を検討するよう要望いたしましたのであります。

かぎっ子対策の一環としての留守家庭児童保育への援助、児童公園の整備充実などの青少年育成対策の強化をはじめ、精神障害者に対する医療費の無料化、老人医療の年齢の引き上げ、児童福祉法における助産制度の周知徹底をはかるなど意見がありました。

第四款 衛生費につきましては、清掃費に関連して委託業者地区におけるし尿くみ取りについて、許可業者に制度の規定どおりに行わせるよう徹底せられるとともに、そのくみ取り担当の区域をも再検討せられたいとの要望がありましたほか、街頭のじんかい収集にも万全を期せられたいとの要望がありました。さらに種痘の接種実施にあたっては、接種漏れのないよう努力するとともに、未接種の乳幼児に対しても医療機関とよく協議のうえ早期に対策を講ずるよう要望いたしました。

第六款 農林水産業費につきましては、近時の諸物価の高騰、とりわけ生鮮食料品の値上がりに対し、市が生産者とタイアップし、直売もしくは低価格で消費者にあっせんをする対策はとれないものか、その一方策として青空市場への助成を考へるべきとの意見がありました。

第七款 商工費につきましては、海外からの表玄関となる四日市港周辺の環境美化、公共施設の整備に力を入れられたいとの要望がありました。なお、産業関係全般にわたって、今後市の収入を得る一方策として、商業圏の拡大という市長の見解もありましたように、多角的に、そうして積極的に産業政策を推し進めるべく努力されることを要望いたしました次第であります。

第八款 土木費については、四日市港管理組合並びに近鉄高架事業に対する負担金は相当な額であり、特に支出にあたっては、当然受益者の一時立てかえなど効果的な支出に十分留意するよう要望いたしました。

また、工事の施行にあたっては、住民に迷惑のかわらない工法の採用はもちろんのこと、工事施行に伴う補償のあり方についても、さらに検討するよう強く要望いたしました。また公営住宅の管理運営については、できるだけ現況に即するよう努力する必要があるとの意見があり、土木費については、賛成多数で承認いたしました次第であります。

第九款 消防費につきましては、常備消防体制の強化をはかるとともに、各地区の分団に対しても市の消防体制に組みこまれていく現状からして、援助をさらに強化するよう要望いたしました次第であります。

また、コンビナートの爆発事故が頻発して、市民の不安には大きいものがあるので、コンビナート関係工場に対しては防災設備の設置の強化を特に指導するとともに、工住近接地区における保安距離の確保、緩衝緑地の設置等に積極的に取り組むよう要望いたしました。

第十款 教育費につきましては、人口のドーナツ化により小中学校の新設、拡張の必要性が生じており、その用地確保については、土地開発公社等により先行的に行うべきであり、また学校用地で依然として借地であるものについても、早急に適切な措置をとるよう強く要望いたしました。

さらに学校における事故防止のため、学校施設の定期点検の強化をはかって事故防止に万全を期するとともに事故救済制度として市独自のものを確立するようとの意見がありました。

幼児教育については、特にその充実が叫ばれており、一小学校区一幼稚園の実現を急ぐとともに、二年保育についても、早急に実施してほしいとの要望がありました。

なお、学校建設をはじめ父兄負担の軽減などをはかるため教育予算を大幅に増額すべきであるとの意見がありました。

次に、特別会計についてありますが、競輪事業特別会計につきましては、市税収入の伸びが年々低下の傾向にあり、将来を展望しても大きな期待は寄せられない実情から財源確保のためにも、目下懸案となっている競輪場付近の交通問題を早急に抜本的解決をはかるほか、場内の施設、環境の整備、宣伝などにも力を注ぎ、事業として収入をあげるべく積極的に取り組むよう強く要望いたしました。

国民健康保険特別会計につきましては、老人医療費の無料化、乳幼児医療費の無料化などにより、国保会計は、ますます悪化をたどっており、その改善をはかるため、国庫補助の引き上げ等について、国、県に働きかけるとともに、一般会計からの繰り入れについても、考慮するよう要望いたしました。また、被保険者の負担軽減をはかるべきとの意見があり、賛成多数で承認いたしました次第であります。

と畜場食肉市場会計につきましては、設備の老朽化、立地場所、市営としての必要性などの問題に論議が集中したわけですが、理事者においても隣接市町村並びに業者による半官半民による広域的な、そうして効率的な運営案を現在検討中であるとの答弁がありました。さらに議会においても、市営魚市場ともあわせ採算的にも発展的に解消すべきものなのか、あるいは拡大すべきものなのか、特別委員会を設けるなどして、十分調査検討する必要があるとの意見がありました。

公共下水道特別会計については、下水道工事施行にあたっては、関係者間で工法、工事、期間などを事前に十分協議のうえ、実施するよう強く要望いたしました。

以上の経過をもちまして、本決算につきましては、当委員会は、賛成多数により認定すべきものと決したのであります。

これをもちまして、決算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 委員長の報告はお聞き及びのとおりであります。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 一つは、YKKの問題についてお尋ねしたいと思っております。

吉田工業の誘致の問題について、いま委員長のご報告にもございましたが、私も決算特別委員会を傍聴させていただきました。しかし、その中でいろいろな意見が出されたと思うわけでございます。率直に言って、市が道路、排水、工業用水等に便宜をはからなければならぬと、それができるかどうか、はたしてほんとうに来るのかどうかと、できやんと違うかという意見も率直な意見が出されておりました。理事者の答弁もいろいろ聞いておりましたけれども、あまりはつきりしないわけです。委員長報告には四十七年度の事務の執行という、この吉田工業も入っておるわけでございますし、この審議の中で吉田工業問題について決算特別委員会で論議をされた、あの程度のこと、この問題を今日処理していいものかどうか、その辺の委員長ののご見解をひとつ伺いたいとともに、率直に申し上げまして決算特別委員会で理事者の三輪公室長でしたが、答弁なされた見解というものは非常にあいまいでございますから、その点の責任ある当局の考え方も、この際に伺っておく責任があるのではないかと、思うわけでございます。

第二点目は、一般会計の保健衛生費における予防費のことについてでございます。

この点については、橋本議員からのいろいろな質疑に対しまして、そして、また一定の資料要求に対しまして、その場で当局の側は返答はできないと、こういうことでございます。これは委員長のほうにこの問題の処理があらずけ

られている形になっていると思うわけです。その点について、委員長のほうから一度伺いたいと思うわけですが。

○議長（山口信生君） 伊藤太郎君。

〔決算特別委員長（伊藤太郎君）登壇〕

○決算特別委員長（伊藤太郎君） ただいまのお尋ねにお答えを申し上げます。

第一問のYKKの誘致の件であります。委員の方々は、その時勢の変化とともに、いまのこの社会情勢の変化とともに、非常に実現があるいは危ぶまれるのやないかというようなご意見が非常に強かったのであります。市においても、あの排水路とか、あるいは道路をよく早く整備をして市民の期待にこたえるべきであり、この点につきましてさらにいまのお尋ねにもあったことでもありますので、公室長から今後の見通しにつきまして、さらにつけ加えてもりたいと思います。

第二問につきましては、質問者も申しおられましたように、決算特別委員会としては大きなこれという結論には達しなかったのですが、先ほど資料も届きましたので、この資料を中心にして環境部長から特にこれについての説明をしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） YKKの関係につきまして、お答えをさせていただきますと思います。

ご承知のように、このYKKにつきましては、本市の内陸開発にはきわめて適当な都市型企業であるということで、いろいろと過去においてご協力をいただきながら企業とお話をしてきたわけですが、一部の地主の交渉が難

航いたしました。昨年ようやく用地買収が完了したわけでございます。しかしながら、その間、いま小井議員のほうからご指摘がございましたように、交渉の過程で諸条件の整備についての話し合いがなされておりまして、道路とかあるいは工業用水とか排水等についても地元との話し合い及び関係機関との協議等、市があっせんするということもございまして、現に工業用水等につきましてもあっせんする労はとりつづけてございまして、あそこ道路は県道でございますので、これの改修についても県へは過去から現在までいろいろと要望はいたしております。

なお、これに關しましての工場の進出でございますが、つい最近現地の測量が完了いたしました。現在では設計中である、このようにわれわれ承知いたしておりますが、今後ともいろいろご関係の方々並びにご協力をいただきまして皆さま方のご要望にこたえるべく早期に着工するようにさらに一そう努力をしていきたい、このように思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） 決算特別委員会の環境部所管の衛生費の中の予防費のご審議をいただいております過程で、委員であられる橋本議員からご要望がございまして、特に中央工業高等学校における四十七年度のインフルエンザの予防接種の問題につきましての資料の要求がございまして、その場では直ちに提出ができなかったもので、本会議本日まで間に合うように提出いたしますことをお約束いたしました。さっそく調べた結果を決算特別委員長のもとにお届けをいたしましたわけですが、そのときの資料提出の要求を受けました内容は、中央工業高等学校における四十七年度のインフルエンザ予防接種を受診された数、それからそれに対して支出した金額及び生徒及び教職員の接種を受けられた方の住所の確認を要求されたわけですが、それぞれにつきまして、文書にいたしまして、

ご報告いたしましたわけでございます。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 まず、YKKの問題でさらにお尋ねしたいと思います。

このYKKとの間では、道路とか排水路あるいは工業用水について、市あるいは県がその責任において整備するという、そういう条件、進出の条件になっているのかなっていないのか、その点を明らかにしていただきたいと思えます。

それから、かりに排水路の問題になりますと、一体どういうコースが考えられるのか、その点を明らかにしていただきたい。そうしたうえで三輪公室長からお答えをいただいたわけですが、市長のほうからこのYKKの問題についての見通しと基本的なお考えを伺っておきたいと思えます。

二番目の問題について、この資料をもとにお尋ねをしたいと思います。

中央工業高校について、決算委員会の橋本議員の追及に対しまして、高等学校は県の責任でインフルエンザ等の予防注射は行うべきであると、したがって高等学校で実施したということは無いし、高等学校からの、たとえば校医に対する報酬あるいは委託料、そういうものの請求は受けてない、こういう答弁が決算特別委員会の場ではあったと思うわけでございます。しかし、いまの、このいただきました資料を見ますと中央工業学校在籍者名簿と申込書及び問診票と照合した結果云々というふうになっておりますし、接種料金は七百七十人分請求されていることを確認するということが出てくるわけでございます。これは新聞でもご承知のとおり、高等学校はたてまえとして知事と県の医師会とが契約を結び、そうして学校の責任でインフルエンザ等の接種をすると、ところがたいへんワクチン代が高くな

ってまいりましたし、生徒、父兄の負担が大きいということから何とかしてほしいと、こういう要望があったわけでございます。小中学校は安いし、市の補助もちゃんとしている、こういうことが新聞に載ったわけでございます。そういう中からですね、いや実は中央工業高校は市のほうにお世話になっているのだというふうな話が相当その高校の間で問題になりまして、そしてその真偽を確かめたわけでございます。私どもはこの父兄の立場にすれば、やはり、この一たび病気が起こればたいへんなことですから予防接種をきちんと、しかもそれがしかるべき責任の主体においてちゃんとされるべきだと、このインフルエンザの場合には県においてきちっと助成もして、そしてやるべきだと、こういうふうに見えるわけでございます。しかし、父兄の側にすれば、県でもとうとうと市でもとうとうとどこでもとうと、とにかく安くみなにできるようにしてほしいと、そういう気持ちでございますからそれも当然のことでございます。しかも、われわれとして行政の責任の一角を必ずやる者としては、やはり筋を通していかなければならない、そういうふうに見えるわけなんです。しかし、現実には今までたてまえとして、高等学校は県の責任でやるべきだというふうにして市当局の側も考えておみえになったとするならば、一部にこういうことがあると、そういうものがくずれてしまうのではないかと。さしあたりインフルエンザは、十一月にまたことしの分を始めなければなりません、現場での混乱を起こさないためにも、その辺の具体的な対応策といえますか、処置といえますか、そういうものも考えていただきゃならんと思えますが、この面もあわせて考え方を伺いたいと思うわけでございます。

○議長（山口信生君） 市長公室長。

〔市長公室長（三輪喜代司君）登壇〕

○市長公室長（三輪喜代司君） ご質問の第一点のいろいろなものがあるかどうかということですが、私ども、これは必ずしも条件であるというふうな考え方はいたしておりません。地元のほうのご要望もありますし、

また企業のほうからもYKKのほうからも、やはり道路といひましても県道主要地方道の四日市関ヶ原線でございますが、これはご承知のように四敦期成同盟会で改良を過去何年間かやってまいりまして、現在海蔵川から北のほうへのぼりまして、たしか平津菰野線と思いましたが、この辺までは改修いたしております。そういうふうな考え方で、県道でございますので、YKKの問題ももちろんでございますが、これと同時に県道主要地方道四日市関ヶ原線の改修問題ということと両方で取り組んできたわけでございまして、もちろんその中にはYKKのそういうものが来るということを予想しながら立地をしたと、こういうふうな解釈をいたしております。

それから排水の問題でございますが、これ、いろいろ先般も向こうから担当者が参りまして、公害担当のほうとも十分話し合いをいたしておりますけれども、設置の問題等もございまして、地元にご迷惑をかけるようなことは私どももお願いすることもできませんので、十分その辺は、まだ具体的にどういう水をどうしてどれだけ流すというふうな企画も聞いておりませんが、その過程において、今後こちらへ進出をして着工をするという以前において、十分検討してご迷惑をかけないようにしていきたい。要するに、私どもは、内陸型の工業を内陸へ立地いたしました、新しい四日市の都市型産業の発展ということと同時に、それが地元に対して十二分に潤えるような考え方で進んでおりますので、よろしくご了解をいただきたいと思っております。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（岡浦和己君）登壇〕

○環境部長（岡浦和己君） インフルエンザの予防接種に關しまして、いろいろご心配をいただきましたが、この法律による予防接種にしろインフルエンザ、日本脳炎の勧奨の予防接種にしろ、予防接種をすることによって経費の負担という、お金の面からいろいろご心配をいただいているわけでございますけれども、それ以前の問題といたしまし

て、ご承知のように医者側の措置に何の過失がなくても本人の体質等が原因で法律によりますと、重篤なる副作用等の問題が起きて、それが国家賠償法による賠償責任ないしは民法上の損害賠償というふうなことに発展をいたしましたり、いろいろと思者と医師の間で問題が最近特に多くなつてきております。こういった問題を踏まえまして、高等学校の生徒に対しましては実施する、各種の接種は校医である医師がおやりになった結果において起きる責任は、一切知事が負いますということが知事と学校医との間、知事と県医師会との間でかわされた契約でございます。

それから小学校、中学校、幼稚園、保母の義務教育の生徒に対しまして百あまりのお医者さんがやっていただきますすすべての接種業務に対するそういった問題を市長が全責任を負いますからやってくださないと、やりましょうというふうな契約が四日市市長と四日市医師会との間でかわされたうえでこの問題が成立しているわけでございます。市は義務教育の生徒並びに事業所等におつとめでない一般の市民の方のために予防接種をしております、インフルエンザ等の予防接種をいたしております、これに対しては本人負担として百円、それ以外は市費の負担という形でやっているわけでございます。

お尋ねの市内にあります県立ないしは私立高校の生徒の場合は、市がやっております予防接種の市費負担というものははずれまして、知事といひますか県において県の責任と負担においてやっていたら、市と同じ経費負担になることが一番望ましいのでございます。私たちはそのように昨年来知事部局に対しまして法律ないしは厚生省事務次官通達の趣旨にのっとって県の各市でやっておりますような経費負担の方法で高等学校の生徒に対してもやるべきであるというふうな強く要望しておる次第でございますが、県はまだその段階に至っていないようにございまして、議長の方におかれまして、知事に強く働きかけていただきますことをご協力をお願いしたいと思います。

○議長（山口信生君） 市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 吉田工業の問題につきましては、昭和四十三年度から工場を立地する話を進めておりましたが、用地の買収に非常に手間どりまして昨年の十月用地の問題がやっと片づきましたことは、先ほど公室長が申し上げたとおりでございます。その後、その間に吉田工業は四国あるいは東北地方にも立地しております、ある程度四日市の土地買収についてはびれをきらかしておいて他に手をつけておいたようなこともございますし、また公害の問題等も裁判等もございまして、いろいろ警戒もあったのじゃないかと思えます。しかし、用地買収が成立しました以上、こちらとしてはできる限り来てもらいたい工場であると、このような考えで話を進めてきておりまして、このほど現地調査も一応完了いたしました。この中甸ころには先方の責任者が来る予定になっておりますので、その際、ひとつはつきり話し合いをしたいと思っております。そして工場を立地させるという場合には、市としてはいろいろな考え方があろうかと思えます。金を積まれても立地はお断わりするという工場もあれば、何もしてあげられないけれども来たければきなさいという工場もあると思えます。また、多少産業基盤の整備に力を貸してでもきてもらいたいという工場もあると思えます。こういった点につきましても、私は、吉田工業は従来議会の皆さん方にも一緒に協力していただきまして、いろいろ調査した結果では、来てもらうのには望ましい工場であると、私は考えております。したがいまして、吉田工業のこれらの建設の実現のために、私としては努力していきたいと、このように考えております。

○議長（山口信生君） 小井君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 吉田工業の問題は一応終わりました、予防費のインフルエンザ問題ですけれども、二つの問題がある

と思うんですね。一つは決算の認定ですから、その執行が適正であったかどうかという問題にもかかわってくるわけでございます。

それから、いま一つは父兄の間に学校の間に混乱が起っているわけです。そしてインフルエンザは差し迫って実施の時期が来ているわけです。そして従来の経過もあるわけです。そういう中でたてまえとして県に処理をさせる、県に助成をさせる、そういうふうにお互いに努力しながらも、さしあたりどうするのかという問題、この点も解決しなければならぬ。その二つの問題があると思うわけです。

いま、部長からお話がありましたように、その事故の問題も含めましてまいりますとですね、知事が責任を負うのだと、このことだけでやられますとですね、四十七年度までのずっとあったのか私にはわかりませんが、インフルエンザあるいは未知のこういうものの執行は適正ということになるのかどうか、こういう前例が適正だとするならば、たてまえは県としながらも、県に助成をさせるといふことをしながらも、さしあたり市が現場の混乱をなくし、父兄の不安を解消する、父兄に喜んでもらう、こういう意味で市がさしあたりその手当てをしていくと、こういうこともできるのではないか、その辺の考え方をはっきりさせていただきたい。高等学校でやるんじゃないかと一般市民として募集してきたときには市はやらなきゃならないわけですね、そうでしょう。問題はこの中央工業高校の場合には、一般のおとな扱いをしながら学校で予防接種をしているというところに一つ問題があると思えますけれどもですね、一般扱いで応募されてきたら全部受けることができるわけでしょう。その辺の関係を現実に即してもっと明確に答えをいただかないと、とてもこのままでは容認できません。決算の認定に反対するとかせんとかいう問題以前の問題を含んでいるわけでございます。もっと明快な答えをいただきたい。いま部長が十分なお答えができないとするならば、議長のほうで議事運営を配慮していただいて、理事者のほうで検討をいただいでですね、明確な納得できる

お答えをいただきたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 暫時、休憩いたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時三十九分再開

○議長（山口信生君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
市長。

〔市長（岩野見齊君）登壇〕

○市長（岩野見齊君） 予防注射の経費につきまして、県立高校の間に不均衡が生じたことは残念であったと思ひます。今後、こういったことのないように細心の注意をいたしますと同時に、教育上の問題もございまして、この点につきまして、善処方を強く県知事のほうに申し入れたいと思ひます。

○議長（山口信生君） 山本勝君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 市長から、いま意思表示があつたわけでありませんが、それ以前の問題として環境部長から、決算特別委員会の委員の皆さん方に資料が配られております。先ほどの休憩時間等でいろいろ話を聞いてまいつたわけですが、内容的にどうもはつきりしない点がございまして、本来ならば、決算特別委員会の中で、この資料は提出され、審査の段階で明らかにしてもららうべきでありますけれども、その機会が逸らされておりますので、この場ではつきりしておきたいと思ひます。

この資料の一ページ下のほうに説明がございしますが、「カッコ内数字はワクチンの端数補償額であります」こういうことでございます。聞くところによりますと、このカッコ内の特に件数の中で出てまいっております数字は、注射をする場合に液体がこぼれたり何かする分を見込んであると、こういうことであります。先ほど休憩時間に部長に聞いたわけがありますが、そうなつてまいりますと、取り扱い件数によってカッコ内の数字が非常にまちまちであります。一定の率でこの数字があらわれてくるならば、このこぼれた薬の補償ということでわかるわけですが、六十九件の取り扱いに対して十一、百十八件の取り扱いに対して二というような極端なこういう数字が出てまいっているわけでは、この数字を聞いておりますと不明確でございまして、明らかにしていただきたいと思ひます。

次に、決算特別委員会の中では、高校生でも何といひますか、お医者さんのところへ来たときには一般の市民として取り扱われたと、こういうことでございまして、問題になつております中央工業高校の場合四日市に在住をする生徒、教職員合わせて三百六十五人です。二回接種をしたとして七百三十人あります。ところが接種料金の請求確認というところで、接種料金は延べ七百七十人分請求されていることを確認すると、こういうことになつております。と、しますと、一人の市民で三回も接種をしたという数字になるわけですが、ここらあたりを明らかにしていただきたい。

それから、この請求された七百七十人分の接種料金が支払われておるかおらないのか。これは一ページの百五十五万二千五百円と関係してまいります。この百五十五万二千五百円の中にこの請求をされた七百七十人分が含まれているのか、この三点について説明をお願いします。

○議長（山口信生君） 環境部長。

〔環境部長（園浦和己君）登壇〕

○環境部長（園浦和己君） お答えいたします。

表の下の欄のカッコ内数字はワクチンの端数補償額でありますと書いてありますのは、このワクチンを医師が注射をされます前に、消毒された注射器に注射針をつけられてワクチンを注射器の中に入れられるわけですが、その場合に空気が入っておりますので空気を追い出すために、われわれよく注射を受けますときに医師がやっておられますが、それをやられますときにワクチンが少し注射針から出るような形までおやりになるわけでございますが、そういったもの、あるいはワクチン一びんにつきまして、たしか二十人の注射ができるというふうに聞いておりますが、そのワクチンが二十人スルスルスッとやれるといいんですが、何日間かにかかってやらなければならぬときにはどうしてもワクチンのロスが出てまいります。そういったものを端数の補償額という形でしております、これは人数がこれだけだったからこれだけだというスライドではなくて、その医師が支払い先A、B、C、Dと書いてございますのは、それぞれの実施をされた診療先をこういう数字であらわしたんでございますが、四十七年度の場合にこれだけのロスがございましたという申告に基づいて支払ったということでございます。

第二番目の問題は、中央工業高校の三百五十八人と七百七十人との間の差でございますが、中央工業高等学校の欄のRというところの医師は、この中央工業高校の三百五十八人以外に一般の市民もおやりになって七百七十人を請求されたということでございます。

それから二十五万四千円と第二項に書いてある四十七年度支出額合計百五十五万二千五百円の中には、当然この金額は入っております。以上でございます。

○議長（山口信生君） 山本勝君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 三点にわたって質問したわけですが、第一点の質問でいきますとですね、これは極端に悪い。きたない表現をするかもわかりませんが、お医者さんの腕いかなん等によってこれだけの差が出てくるというふうにしてうと判断をするわけですが、こういう資料を出す場合にはですね、よくわかりやすい資料の出し方というものを当然すべきだと思っております。聞くところによりますと、決算特別委員会の中ではこらあたりの細かいことまでわからなかったがために、先ほど市長が意思表示されましたけれども、あの前段の質問の内容で終わつたと、こういうことあります。しかし理事者のほうとしてこれだけの資料を出されるのであれば、決算特別委員会に資料が間に合うように出すべきが当然であると思っております。そうしないと、このような問題が本会議場でせっかく決算特別委員会の中で審査されておりますも、それをより深く追及していかなければならないような結果になりますので、その点は十分に注意をしてもらいたいと思っております。

それから資料のつくり方の問題として、二番目の二ページ目の項は、これは中央工業高校に限っていることであります。いま説明を聞いて、中央工業高校の生徒及び教職員数は三百六十五人、二回受けたとして七百三十人、請求料が七百七十人分で差額の四十人分、これは算術的にこう計算した場合であります。高校生以外あるいは学校の教職員以外の一般市民も含まれていると、こういう説明でございますのでわかるわけでありませうけれども、この項については、この中央工業高校に限っての資料になっているはずなんです。それをやっぱりこういう場で説明を求めないことには明らかになってこない。こういうことではせっかくの決算特別委員会の審査がどういうことになるのか。議席の中でも決算特別委員会のこの何ですか、何のためにやったんかというふうな声も出てくるわけです。そういうふうな理事者側の資料提出についても十分に今後慎んでいただきたい。このことを申し上げて終わります。

○議長（山口信生君） 他にご質疑もありませんので、これをもち、委員長のご報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 議案第四百十三号昭和四十七年度四日市市一般会計決算並びに各特別会計等決算認定についてのうち一般会計決算と国民健康保険特別会計決算の認定に反対するわけでございます。

まず最初に指摘したい点は、監査委員の決算審査意見書の審査の総括についてでございます。それによりますと、決算審査にあたっては提出された歳入歳出決算書並びに付属書類について、関係帳簿書類等と照合し必要な審査を行った結果、その計数はいずれも符合し、各会計とも歳入及び歳出の執行は適正であることを認めたととなっておりますが、たとえば一般会計土木費の都市下水路費における都市下水路管理費、都市下水路新設改良費などの執行は必ずしも適正であったとはいえないのではないかと思うのでございます。前者は塩浜、雨池等のポンプ場維持管理費と中央クリーク雨池都市下水路のしゅんせつ整備工事費であり、後者は雨池都市下水路の新設改良工事費でございます。塩浜都市下水路中央ポンプ場の場合、四十七年度の総排水量の九六・八％が工場汚水であり、第二ポンプ場が三七・九％、雨池は六五・七％でございます。したがって、その費用負担は当然のことでございますけれども、長年にわたって市費を投じてきましたし、四十七年度もそのまま踏襲されたわけでございます。この点については、その不当性を私たちも指摘したところでございます。四十七年度から幸い関係企業に負担させることが理事者の努力によってできたわけでございますが、監査委員がこの種の問題点を何ら問題とせず執行は適正であったとしているのは、いささか納得できない面があるのでございます。国保加入の公害認定患者に対する医療費についても同様ではないかと思いま

す。市が公害認定制度を設けたにもかかわらず、その発生源に対する市行政当局の求償権すら明らかにしないまま国保特別会計が執行されてきたことに対して、監査委員の方々は何ら問題にされなかったのでございます。この点についても、私たちはきびしく批判したところでございます。公害裁判の勝訴によってようやく求償されたのでございます。

さらに、私たちは新設保育園の設置認可申請にあたって乳児保育にかかわり事実に相違した文書がつけられ、しかも、その認可条件に反した保育行政が行われていることを具体的に指摘したのでございますが、これについても監査委員はほとんど問題にされなかっただけでなく、執行は適正であったといっておられるわけでございます。

また、同じく審査の総括の中で監査委員の方々は、一方、歳出においては、市民福祉の充実、文教施設の整備拡充と青少年の育成、公害防止対策の推進、都市環境の整備等、すなわち住みよい地域社会の建設であり、きわめて流動的な情勢の中でこれら重要施策を積極的に遂行し、本市の将来と需要を十分予測しながら適切な行政を執行し、市政の発展と住民福祉の向上に大いに寄与しようとする努力されたものと思ふされると、市理事者に大いなる賛辞を送っております。なるほど昨年三月議会に四十七年度当初の年間予算を提案された九鬼市長は、その編成方針として「緑と太陽のある豊かな町づくり」を目標に生活環境の整備、都市計画の積極的な推進、教育文化の向上、産業の振興を重要施策として明るい市政の推進に終始積極的な姿勢でこれに当たったといわれたわけでございます。そして、一定の市民要求を反映したのもございます。しかし、同時に九鬼市長は都市の繁栄と市民生活の向上は石油コンビナートの振興の上に築かれるとか、本市発展の根幹は近鉄高架事業、港湾事業とかいって、基本的には四十七年度予算も大企業を優先させ、市民不在の行政を進められたのでございます。

石油コンビナート大企業優先の市政のもとで発生し激化した公害によって、命と健康をむしばまれた公害患者がや

むにやまれず提訴した公害裁判に対しても、九鬼前市長は終始これを敵視し、平然と第三コンビナートをはじめ一連の石油コンビナートの増設を強行し、あるいは容認されたのでございます。昨年七月の公害裁判の判決は原告の勝利となり、同時に九鬼市政をはじめとする行政の責任もきびしく追及されました。九鬼前市長は市長自ら投げ捨て絶対の自信をもっていたといわれる知事の座にもついでなかつたのであります。きびしい住民の批判を受けたのであります。監査委員はこうした事実や教訓をみないで四十七年度の市政執行の大方の責任を負うべき九鬼前市政を美化するような審査意見を出されていることに驚きを禁じ得ないのでございます。願わくば監査委員の方々が情性や形式に流れることなく、その職務を厳正になさるるよう望みたいと思っております。

四十七年度決算は、第一に私たちが当初予算あるいは補正予算の決定の際に指摘いたしました、大企業優先の市政の姿をあらためて浮き彫りにしていると思っております。一般会計の中で土木費は三三・七四%を占めております。この数年間の最高の構成比でございます。この中で港湾費が六億三百九十五万三千円、近鉄高架事業が四億九千七百二十万八千円、中央緑地譲り受け費、霞ヶ浦こういうものを含めまして十二億九千五百六十九万九千九百九十九円、実に一般会計構成比八・〇五%を占めるのでございます。そのほかに産業道路あるいはコンビナート等の排水、そういう施設整備のために使われている費用を含めると、実に十六億四千四百四十七万三千円、一〇・二二%が大企業奉仕の支出になるのでございます。これだけ多くの土木費が組まれているながら、常時浸水地解消対策は一部を除いてきわめて不十分なものであり、この年相次いだ集中豪雨により、多くの市民がたび重なる被害を受け、市民の大きな批判が出たところでございます。

第二に、教育福祉を圧迫し、市民生活を犠牲にしているという点でございます。

教育費は一四・五%でございますが、四十五年、四十四年はやはり一四%台でございました。四十三年度は一八%、四十二年度は一九・五%でございます。小学校、中学校、幼稚園の建設費は九億五千万でございます。教育費は四十六年度とほとんど変わらないということがいえると思っております。特に、学校建設費は四十六年度は八億八千二百万でございますまして、わずか二千万ふえたにすぎないのでございます。小中学校の一応の施設整備をし終えるのに百数十億円がかかるといわれておるわけでございますが、このようなテンポでは一体いつになったらその整備ができるかと大きな不安をもつものでございます。四十八年度も大きな伸びはないと、こういう前提の上で立って申し上げているわけでございます。後手、後手の行政が小中学校等の用地確保を困難にしておる実態もあるわけでございます。新設校は公社で先行取得するということが決算特別委員会の場では明らかにされました。しかし既設校については、そういう先行取得はしないんだという答弁でございました。このような姿勢ではどんな開発が進みまして、学校周辺の開発が進みまして、予算がついたときには敷地を買収するにも買収できないという状態が出てくると思うわけでございます。ますます重要な幼児教育のための幼稚園を全地区に建設するのはいつになるのかという疑問も出てまいります。さらに教育費の父兄負担が四十六年度は八千四百万といわれました、四十七年度は八千九百万にのぼるといふ報告が出されておりますが、当初四十七年度予算では、小中学校の需用費が四十六年度より減額された経過があったわけでございます。私たちはこの点について否決されましたけれども、増額をはかる修正案提出の一因となったのであります。その後の補正でもわずか七百万円の増しか四十七年度はなかったわけでございます。多くの父兄負担がいられたわけでございます。四十七年度現在、教材備品の充足率は一般が五〇%余り、理科三十数%、産振関係が四〇%だといわれております。また、私立の小中学校、幼稚園をはじめとする私学助成にもきわめてお粗末な実態ではなかったかと思うのでございます。小中学校、年間に一人たった千円、やはり幼稚園につきましても二百人定員で一年間千円にしか満たないという状態でございます。

民生費のほうにつきましても一五・四%でございます。四十五年度、四十四年度、四十三年度はいずれも一五%で特にふえたというわけではないわけでございます。この面では確かに住民の強い要望で、そして皆さま方のいろいろなお骨折りで老人医療無料化あるいは乳児保育所用地の確保ということがなされました。これは大いに敬意を表するわけでございますが、緊急度の高い養護老人ホームは私たちの修正提案にもかかわらずカリタス会の建設に便乗した交付金の交付だけで済まそうとして実際にはこれも成功せずに四十七年度は終わったのでございます。

保育所は多数の希望者があふれました。保育所は一六・八%も大幅に値上げされました。私立の保育所の経営はいへん苦しいのでございますが、これに対する助成はほとんどといってもよいくらい顧みなかったのでございます。保母さんの公私立の賃金格差はたいへんなものがございます。市民負担を増大させ犠牲を押しつけたものとしては、国保料金の値上げがございました。一人当たり一九・八%という大幅な値上げでございましたし、また、し尿くみ取り料や水道料の値上げもされたのでございます。特に、ここで指摘したいと思えますのは、さきにも幾つかすでに触れましたけれども福祉行政についての姿勢でございます。四十七年度ではもとより四十八年度の今日までも続いているということでございますので、特に考慮していただきたいと思うわけでございますが、たとえば療育センターの場所、そして、そこに配置している職員の問題でございます。虚弱な子供があの公害のひどい場所にそのまま放置されている、職員は嘱託のまま置かれておる、社会福祉協議会の職員の賃金は市の職員と比較いたしましたら一万数千円の格差がある、ベースアップもその年度内がない、定期昇給もないという状態を平気で見過しております。市の補助金は津や松阪よりも少ないのでございます。

障害児保育の問題も大きな問題があるうと思えます。場所は四十七年度の場合は内部でございまして、四十八年度はさらに大矢知を加えられましたけれども、これらはいずれも一般の保育定数に募集しても余りが出たということ、便宜上使われたというような印象を受けるのでございます。父兄の皆さんは、ただでさえ不便な子供たち、そのために中央部にと、交通の便利のよい中央部に願っておりますけれども依然として交通の不便なところになっております。職員はしかも臨時職員の配置でございます。実際に、これらを解決せずして、かけ声だけの福祉では困るのでございます。

なお、また産業部関係経費についても触れたいと思うわけでございますが、わずかに四・三%でございます。四十六年度四・九、四十五年度五・四、四十四年度七・二、こういうふうに見ましても四十七年度は少ないのでございます。石油コンビナートや近鉄など大企業には力を入れておりますけれども地場産業、近郊農業、中小工業の振興に対する姿勢がきわめて不十分であったといわねばならないと思うわけでございます。以上、述べましたように大企業の利益のためにばく大な支出をし、教育や福祉を圧迫し、働く市民を犠牲にした四十七年度の会計の決算に反対をするものでございます。

また、違憲の自衛隊関係の支出も認められません。少なくとも疑わしいものの支出はやめるべきでございます。次に、四十七年度決算の中で自主財源は四十六年度に続いて低下してきておることは確かでございます。が、他都市から比べまして決して悪いほうであるというにはいえないと思えます。問題は配分のしかた、つまり大企業に多く支出している分を市民優先にしたならば、なお相当の仕事ができるということでございます。しかし多種多様な山積する市民要求、福祉教育など市民生活に直結した諸課題を解決するためには、地方財政を圧迫している政府に対して地方財政の民主化と新財源獲得のために徹底して対処すべきではないかと思うわけでございます。

県営事業における負担金の押しつけ、これは大きな解決すべき課題でございます。土木関係、そしてまた港湾の中で港湾費のあの負担割合でございます。四十五年度より当分の間市四四・四、県五五・六という割合で負担するんだ

ということになっておりますが、当分の間とは一体いつまで続くのか、いつ改められるのか、これも早急に再検討されるべき問題ではないかと思えます。県の補助金もしかりでございます。

国民健康保険に対する県の補助金がたった年間十五万円、他都市の状況を見ましても、もっと県が多くの補助をしておるのでございます。病院の場合におきましても、私が先日見てまいりました神奈川県で藤沢の市立病院建設に二億円も県費補助されている、平塚の市立病院建設に一億円補助したうえに、なお県としての救急医療体制の整備という点から三億円を投じて救急センターを市立病院とドッキングしてつくっておるわけでございます。

し尿処理施設に対して、たとえば山梨の場合は甲府市に対して県費補助をしておるのでございます。

県は四十七年度七十八億円も四日市市民から四日市の市税収入よりも多いのでございますが、税収をあげたということでございますが、県は、この四日市市民のために何の事業をしたかと、県営の施設が一体何があるのかと、こういう点をもっともっときびしく見直して県に対する姿勢の転換を求めるときではないかと思うわけでございます。

国の超過負担は四十七年度で三億三千四百万円にのぼります。四十四年度から四十七年度に合わせますと十一億七千二百万にものぼるのでございます。また、国の税制の改善も大きな問題でございます。電気ガスの大企業に対する特権的免税という非課税措置の廃止をさせる、こういう点もございまして、原重油関税の還元あるいは大企業法人の市民税の税率の引き上げ、こういう問題もございまして、特に、この大法人の市民税の税率の問題につきましては、市としても大企業法人に制限税率をかけると、こういう点はすぐにできることでございますから、これはもっと真剣に取り組まれるべき問題だと思います。重油消費税が設けられるといわれておりますけれども、これが県に行ってしまうと、市に何のあれもないという問題、これの対策も急がなければならないと思うわけでございます。

そのほか特別交付税の問題、増額の問題あるいは起債制限の緩和、そのワクの拡大、特に政府債の拡大という問題

が重要なことではないかと思えます。この起債事業をふやすという点では、四日市はまだまだ余裕があると思うわけでございます。具体的な時間の関係もございまして数字は省きますけれども、決算特別委員会の場でも、市長自身があげられました数字から見ましても、なおかなりの余裕がございまして、インフレの中で市民の要求を満たすためには、この際思い切った手を打ってもよいと思うのでございます。これらの財源を確保するうえで問題はその姿勢でございます。摂津市の訴訟について、市長は訴訟になじまないということをいわれましたが、なじむなじまんの問題ではなく、いままでのような行政的な努力だけで効果が薄いというような現実のうえに立って積極的に与えられている権利を行使し、市民運動、全国的な運動を起こしていく先頭に立つべきだというふうに考えます。

最後に、職員の充足、待遇改善等について、とりわけ保母、看護婦さんあるいは清掃、土木、下水関係の職員の皆さんの充足、そして待遇改善に大きな努力を払われることを要望いたしまして終わりたいと思えます。

○議長（山口信生君） これをもって、討論を終結いたします。  
これより本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山口信生君） 起立多数であります。

よって、本件はこれを認定することに決しました。

日程第二 議案第四百四十四号四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし

日程第四 議案第四百四十六号四日市市立教育集会所条例の制定について

○議長（山口信生君） 次に、日程第二、議案第四百四十四号四日市市職員給与条例の一部改正について、ないし、日程第四、議案第四百四十六号四日市市立教育集会所条例の制定についての三件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

志積政一君。

〔総務委員長（志積政一君）登壇〕

○総務委員長（志積政一君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託の議案第四百四十四号四日市市職員給与条例の一部改正について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本件は、去る八月の人事院勧告の趣旨に沿って、本市職員の給料月額、扶養手当、住居手当及び通勤手当等について所要の改正をしようとするものであります。

当委員会におきましては、現業における中途採用職員の待遇改善あるいは扶養手当等の民間との均衡などについて意見があったのですが、経済事情等の変化の激しい時代からして、職員の待遇についても、今後とも社会一般の情勢に適応を欠くことのないよう特に要望をいたしまして、原案を承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これもちまして、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 次に、教育民生副委員長にお願いいたします。

坪井妙子君。

〔教育民生副委員長（坪井妙子君）登壇〕

○教育民生副委員長（坪井妙子君） 委員長が欠席でございますので、かわってご報告申し上げます。

ただいま議題となっております議案のうち、教育民生委員会に付託の二議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第四百四十五号四日市市乳児の医療費の助成に関する条例の一部改正については、乳幼児の医療費の助成が本年十月一日から県の補助事業として実施されたことに伴い、助成の対象を二歳未満の乳幼児とし、居住期間及び所得制限の撤廃など所要の改正をしようとするものであります。国民健康保険加入者がその利用する医療機関によっては、助成の適用漏れになる場合があるので、一般市民に対して、その主旨を十分徹底させるよう強く要望いたしました。

次に、議案第四百四十六号四日市市立教育集会所条例の制定については、市立教育集会所の完成に伴い、その施設の管理及び設置に関する条例を制定するものであります。別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託された二議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山口信生君） 別段ご質疑もありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては、討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（山口信生君） 異議なしと認めます。

よって、これら三件は原案のとおり可決されました。

○議長（山口信生君） 以上をもちまして、今期臨時会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十八年十月、四日市市議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後三時十八分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長

山口 信 生

署 名 議 員

小 井 道 夫

署 名 議 員

日 比 義 平